

～熱海市以外の医療機関で予防接種を受ける方へ～

予防接種前に「依頼書」発行が必要です

熱海市以外の医療機関で予防接種を受ける場合は、熱海市発行の接種券の代わりに「依頼書」が必要となります。接種予約の前に以下の手順に沿って手続きをお願い致します。医療機関によって手続き方法が異なりますので、下記をご参照ください。

- ※ 静岡県内であっても、依頼書を利用できない医療機関があります。申請の際にご連絡させていただく場合がございますので、ご了承ください。
- ※ 例外として、湯河原町の草柳小児科医院・山崎小児科医院は熱海市の接種券が使用できますので、申請の必要はありません。
- ※ 任意の予防接種（おたふくかぜ・インフルエンザ）は申請の必要はありません。



熱海市外（静岡県内）で受ける場合

1. 依頼書発行の手続きをする

申請方法は下記いずれかです。

- ◇ 健康づくり課窓口で申請書を記載する。【持ち物：母子健康手帳】
- ◇ 熱海市ホームページから申請書をダウンロードして郵送で申請する。
- ◇ 申込フォームで申請する。

申込フォーム



出生から申請時点での接種歴を確認するため、郵送の場合は母子健康手帳の予防接種の経過のページ（1）～（5）を同封してください。申込フォームの場合は写真を添付してください。

予防接種の記録(1)
Immunization Record

予防接種の記録(2)
Immunization Record

2. 医療機関に予約をとる

依頼書発行には数日から1週間ほどかかりますので、余裕を持った日にちで予約してください。

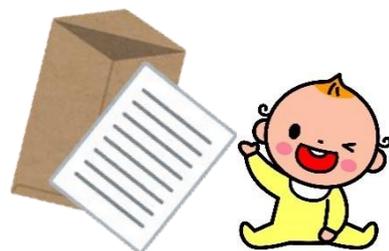
3. 依頼書が発行される

発行後は、後日郵送か窓口でのお渡しとなります。

4. 予防接種をうける

以下の4点を医療機関に必ず持参してください。

<持ち物> ①母子健康手帳 ②依頼書 ③予診票 ④請求書（依頼書発行時にお渡しします）



静岡県外で受ける場合 もしくは 静岡県内の指定医療機関外

※ 指定医療機関とは、静岡県と予防接種実施の契約をしている医療機関のことです。

1. 依頼書発行の手続きをする

表面をご参照ください。こちらの場合は、申込フォームの利用はできませんのでご了承ください。

2. 医療機関に予約をとる

依頼書発行には数日から1週間程度かかりますので、余裕を持った日にちで予約してください。

3. 依頼書が発行される

発行後は、後日郵送か窓口でお渡しとなります。



4. 予防接種をうける

費用は一度、全額自己負担となります。以下の3点を医療機関に必ず持参してください。

<持ち物> ①母子健康手帳 ②依頼書 ③予診票

5. 償還払いの手続きをする

健康づくり課の窓口で申請をします。事情により窓口までお越しいただけない場合はご相談ください。

<申請に必要なもの>

①申請書 ②請求書 ③母子健康手帳 ④予診票（原本）⑤印鑑
⑥振込先の口座番号がわかるもの ⑦領収書（原本）

※領収書は複数の予防接種を受けた場合、種類ごとの金額が分かるように明記してもらってください。

6. 予防接種費用が振り込まれる

振り込みは申請後1か月程度かかります。決定額の通知と領収書の原本は後日郵送致します。



<お問い合わせ>

熱海市役所 健康づくり課

☎0557(86)6293